

昭和40年4月1日施行

(趣旨)

第1条 本大学院学則第42条の規定による聴講生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 聴講生として出願できる者は、大学を卒業した者、又はこれに準ずる者とする。

(選考)

第3条 聴講生の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。

(志願書類)

第4条 聴講生を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 聴講生願書(本学所定のもの)

(2) 履歴書

(3) 最終出身校の成績及び卒業(修了)証明書

(4) 写真(最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm)

(5) その他本大学院が必要とする書類

(入学許可)

第5条 聴講生の入学は、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

(選考料・受講料)

第6条 聴講生の選考料及び受講料は、別表(11のⅢ)の定めるところによる。

2 納入された選考料及び受講料は、返還しない。

(聴講生証)

第7条 聴講を許可された者は、所定の手続をすることにより、聴講生証の交付を受けることができる。

(聴講期間)

第8条 聴講の期間は、1年限りとする。引き続き聴講を希望する者は、改めて出願しなければならない。

(選考料の免除)

第9条 本大学院の正規の学生であった者が聴講生を志願する場合、及び前条の規定によって引き続き聴講を希望する場合には、選考料を免除する。

(科目数)

第10条 1年間で聴講できる授業科目数は、制限しない。ただし、当該科目に正規の受講生がいる場合に限る。

(受講証明書)

第11条 聴講生は、聴講科目の試験に合格したときは、受講証明書の交付を請求することができる。

(研究施設の利用)

第12条 聴講生は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。

(雑則)

第13条 聴講生に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、昭和40年4月1日から施行する。

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成7年4月1日から施行する。
この改正は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。